

# 荒井太郎家文書

(採訪時住所 千葉県市原郡千種村今津朝山)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	延享 1	1744	子		8	4	差上申一札之事（今津朝山村・白塚村、両村往還出入済口証文）	山本平八郎御代官所 上総国市原郡今津朝山村 名主訴訟方十右衛門, 同 儀左衛門, 与頭仁兵衛, 同 九兵衛, 他10名	御評定所	縦紙	1	54	
2	宝暦 7	1757	丑		11		丑御年貢割付之事（勘左衛門組, 年貢割付状）	組頭 重右衛門(印), 同 弥兵衛(印), 同 九右衛門(印), 名主 新兵衛(印)	組頭 勘左衛門殿	縦紙	1	59	
3	享和 3	1803	亥		1		戌御物成皆済目録 上総国市原郡 今津村（写）	竹三右衛門	右村 名主 組頭 惣百姓	縦紙	1	41	
4	享和 3	1803	亥		3		乍恐以書付奉願上候（虚無僧狼藉一件訴状）	鈴木兵庫頭知行所 上総国市原郡青柳村 新藤真太郎所 飯福寺	寺社 御奉行所様	縦紙	1	49	
5	文化 5	1808	辰		2		乍恐以書付御詫奉願上候（今津村小作地高出入一件につき詫状）	竹垣三右衛門支配所 上総国市原郡今津村 名主新兵衛代兼 組頭 次左衛門	小出善左衛門様御内 戸村又右衛門様	縦紙	1	57	
6	文化10	1813	酉		12		酉御年貢米永皆済目録（写）	御地頭所 春山祐右衛門, 真田武右衛門	上総国市原郡 今津村 名主 郡八	縦紙	1	裏書（奥）あり	40
7	文化10	1813	酉		12		(酉御年貢米永皆済目録)	御地頭所 春山祐右衛門, 真田武右衛門	上総国市原郡 今津村 名主 郡八	縦紙	1	60	
8	文化11	1814	戌		9	3	(宝永年間, 市原郡姉崎村における鉄炮打誤殺一件に関する始末記写)	今津朝山村 佐兵衛		縦帳	1	11	
9	天保 7	1836	申				出入之写（種々の出入一件文の書写, 寛保2年4月～宝暦2年6月）	渡辺氏		縦帳	1	4	
10	嘉永 1	1848			7	16	村上村観音寺・海潮寺一件 能蔵院相手取願書之写	上総国市原郡 村上村 観音寺	円福寺 御役御衆中	縦帳	1	6	
11	嘉永 2	1849	酉		10		(包紙「右証文共に式本入」とあり)	百姓代 利左衛門印	今津村 治左衛門殿	切紙	1	35	2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
11 2	嘉永 2	1849	酉		10		書添申証文之事（金60両、年貢上納金として、質地証文）	白塚村 借用主 利左衛門 <small>印</small> 、同 請人 官藏 <small>印</small>	今津朝山村 治左衛門殿	豎紙	1		35 1
12	安政 4	1857	己		12		相渡申質地証文之事（下田9畝23歩、金9両につき）	今津 賃地主次左衛門 <small>印</small> 、親類甚兵衛 <small>印</small> 、五人組権兵衛 <small>印</small> 、他3人	今津 六平殿	豎紙	1	一部墨消あり	51
13	安政 5	1858	午		11	20	借用申金子証文之事（耕地書入証文、年貢上納相詰り、金15両借用につき）	書入借用主 七左衛門 <small>印</small> 、受人 吉左衛門 <small>印</small> 、組頭 忠次郎 <small>印</small>	治左衛門殿	継紙	1		30
15	安政 5	1858	午		12		当午御年貢皆済目録	御知行所 今津村 百姓代 六左衛門 <small>印</small> 、組頭 次郎左衛門 <small>印</small> 、名主 鈴木源左衛門 <small>印</small>	御地頭所様 御役人中様	継紙	1		63
16	文久 3	1863	亥		12		当亥年御年貢皆済目録	地頭所 土井清 <small>印</small> 、吉澤吉之助 <small>印</small>	今津村 役人中	継紙	1		14
17	元治 1	1864	子		10		乍恐以書付奉申上候（名主源左衛門へ掛る不正一件につき）	御知行所 上総国市原郡今津村 願人惣代 治左衛門 <small>印</small> 、組合 差添人権兵衛 <small>印</small>	御地頭所様 御出役 内藤喜平太様	継紙	1	裏印（継目）あり	17
18	元治 1	1864	子		12	21	下知書（村方役筋一件につき申渡）	御地頭所 内藤喜平太○	今津村 治左衛門与、外組合中	切紙	1		28
19	慶応 1	1865	丑		6		申渡（組頭役任命達書）	地頭所 土井清 <small>印</small>	上総国市原郡 今津村 治左衛門殿	切紙	1		69
20	慶応 1	1865	丑		7		別紙（地頭より今津村百姓への下知等覚）			縦帳	1		8
21	慶応 1	1865	丑		7		下知（源左衛門、名主役任命につき）	地頭所 土井清 <small>印</small>	今津村 惣百姓中江	切紙	1		22
22 1	慶応 1	1865			9		地頭所印鑑(包紙)			切紙	1		64 1

目録番号	年号	西暦	干支	間	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
22 2	慶応 1	1865	丑		9		(地頭所実印・割印等4個、印鑑覚達置)	地頭所		切紙	1		64 2
23 1	慶応 1	1865			11		乍恐以書付奉申上候（源左衛門、名主役御免被一件につき）	上総国市原郡 今津村 小前一統		豎紙	1	奥書あり	29 1
23 2	慶応 1	1865			11		乍恐以書付奉申上候（源左衛門、名主役御免被一件につき）	上総国 今津村 小前一統	御地頭所様 御役人中様	切継紙	1	奥書あり	29 2
24	慶応 1	1865	丑		12		乍恐以書付奉願上候（質流畠地に年貢賦課につき、取消嘆願）	御知行所 上総国市原郡今津村 百姓傳十郎煩ニ付代 悅林蔵、差添役人 治左衛門	御地頭所様 御役人中様	継紙	1		31
25	慶応 2	1866	丙寅		1		奉差上口書之事（名主勤役中、帳面紛失につき御詫口書）	上総国市原郡 今津村百姓 源左衛門 爪印		豎紙	1		39
26	慶応 2	1866	寅		2		御奉公人御請状之事（当村權兵衛を御地頭所様へ奉公に差出すにつき）	今津村 人主 権次印、請人 久左衛門印、名主 治左衛門印	川原井村 御名主衆中	豎紙	1		27
27	慶応 2	1866	寅		4		下知（勝手向件引請請負人海保村与一右衛門外2名に毎年米50俵相渡可申候につき）	地頭所内 中嶋十郎印	今津村 役人中	豎紙	1		18
28 1	慶応 2	1866	寅		4		下知（元名主源左衛門名寄帳紛失につき、新規作成下知状）	地頭所内 中嶋十郎印	今津村 役人中	豎紙	1		38 1
28 2	慶応 2	1866					下知（元名主源左衛門名寄帳紛失につき、新規作成下知状写）	地頭所内 中嶋十郎印	今津村 役人中	豎紙	1		38 2
29	慶応 2	1866	寅		9		下知（荒地1ヶ所起返につき、年貢米納方達）	地頭所 中島十郎印	今津村 役人中	豎紙	1		62
30	慶応 2	1866	寅		12		乍恐以書付奉願上候（起返り場所下田屋敷の件につき）	御知行所 上総国市原郡 今津村 百姓代 清左衛門、同瀬平印、組頭 藤兵衛、他2名	御地頭所様 御役人中様	切継紙	1		16

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
31 1	慶応 2	1866	寅		12		覚 (金14両, 卯の先納金受取書)	地頭所内 中嶋十郎 印	今津村役人中	豎紙	1		25 1
31 2	慶応 2	1866	寅		12		覚 (金14両, 卯の先納金受取書)	地頭所内 中嶋十郎印	今津村 役人中	豎紙	1		25 2
32	慶応 2	1866	寅		12		当寅御年貢皆済目録写	御知行所 今津村 百姓代 清左衛門, 同 瀬平, 組頭 藤兵衛, 同 八郎左衛門, 年番名主治左衛門	御地頭所様 御役人衆中様	継紙	1		37
33	慶応 3	1867	卯		3		申渡覚 (金子献上につき, 名字帯刀差免)	地頭所内 中嶋十郎印	今津村 組頭 治左衛門	豎紙	1		15
34	慶応 3	1867	丁卯		4		申渡 (次郎左衛門組頭へ帰役仰付達書)	地頭所 土井清印, 由利道三郎印	今津村 組頭治左衛門, 同 八郎左衛門, 同 藤兵衛	豎紙	1		19
35	慶応 3	1867	卯		4		一札之事 (檀家葬儀争論内済請状)	組頭 八郎右衛門	名主 治左衛門殿	豎紙	1		45
36	慶応 3	1867	卯		5		申渡 (新兵衛名主帰役一件につき)	地頭所内 土井清 印	今津村 役人中	豎紙	1		21
37 1	慶応 3	1867	卯		5		覚 (御水帳・名寄帳・御年貢米割付帳等, 村方帳簿目録)	今津村 年番名主 野崎治左衛門	御地頭所様 御役人衆中様	豎紙	1		24 1
37 2	慶応 3	1867	卯		5		覚 (御水帳・名寄帳・御年貢米割付帳等, 村方帳簿目録)	今津村 年番名主 野崎治左衛門	御地頭所様 御役人衆中様	豎紙	1		24 2
38	慶応 3	1867	卯		12		借用申金子証文之事 (金23両2分, 借用証文)	借用主 次左衛門, 請人 甚兵衛印	半左衛門殿	豎紙	1		26
39	慶応 3	1867	卯		12		当卯年御年貢皆済目録写	地頭所内 由利道三郎, 土井清	今津村 役人中	継紙	1		32

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
40					4	26	(能蔵院一件につき書状)	今津村 治左衛門	府中 親蔵院様御内 御役衆中様	豎紙	1		66
41					4	27	(地頭所様より別紙御用につき書状)	従江戸 湯島天神社地 小川屋 喜太郎	上総国市原郡 今津村 治左衛門様	切継紙	1	割印あり	33
42			己		6	18	御尋につき乍恐書付を以奉申上候 (6月16日~18日集会の件につき覚)			切紙	1		56
43					9	3	申口 (村方差縫一件につき申上候覚)	太兵衛印, 庄吉印, 吉左衛門印, 吉兵衛印, 源兵衛印	御出役 御役人中様	豎紙	1	奥書あり	34
44					9	26	(書状、再々願書差上につき)	柿能	半三郎殿, 久平殿, 源藏殿	切継紙	1		53
45					10	7	(能蔵院一件につき書状)			豎紙	1		68
46			辰		10	15	(金子上納小手形)	今津村	押田様	切紙	1		65
47			寅		12	23	(年番名主勤役中、不都合之儀、有るにつき、猶一年可勤役申渡)	地頭所内 中嶋十郎④	今津村 組頭 治左衛門	切継紙	1		23
48							両総／希談楠夢物語下			縦帳	1	表紙裏「近江屋」とあり 文中「文久4年2月」の日付が見える	3
49							御出役様御止宿中取斗ひ始末書			縦帳	1		5
50							乍恐以返答書奉申上候 (今津朝山村金蔵院無住一件につき返答書)	上総国市原郡村上村 観音寺門徒、同郡今津朝山村 金蔵院無住ニ付兼帶 同郡鳴野村宝前院、他1名	円福寺様 御役衆中	仮綴	1		13

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
51							家出之者一同儀定之事			豎紙	1		36
52							一札之事（能蔵院・金蔵院、両院檀家葬儀争論一件につき）			切紙	1	51, 52, 53は関連文書	42
53							(男之分は金蔵院、女子之分は能蔵院方にて葬儀取計う事示談につき能蔵・金蔵、両院争論済口証文)			切紙	1	51, 52, 53は関連文書	43
54							一札之事（能蔵院・金蔵院、両院檀家葬儀争論内済済口証文）			豎紙	1	51, 52, 53は関連文書	44
55							(今津村高反別覚)			切紙	1	縦帳の一部	50
56							(金子覚書)			折紙	1		55
57							乍恐以書付口口奉申上候（勧農役所吟味につき不承知の儀、届）	小前一同	察事 御役所 御役人中様	豎紙	1		58
58							(当寅御年貢皆済目録)	(今津村)		継紙	1	後欠	61
59							(前欠、千之助一件に付訴状)			切継紙	1		67
60	1						(断簡 一札差出申処如件)	六左衛門代兼 悅 八郎右衛門	御名主 治左衛門殿	切紙	1		70 1
60	2						(断簡)	役人 治郎兵衛④	青柳村 宗右衛門殿	切紙	1		70 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
60 3							(断簡)		治左衛門殿	切紙	1		70 3
60 4							(断簡)		徳之丞殿	切紙	1		70 4
60 5							(家出者帰村の件につき書状)			縦紙	1		70 5
60 6							(吉左衛門, 庄吉, 源兵衛之儀, 御尋の始末書の件につき)			縦紙	1		70 6
61	明治 1	1868	辰		12		差入申一札之事 (金11両1朱, 銀7分5厘, 金子借用証文)	柴山久平支配所 上総国市原郡今津村 御村惣代 元名主治左衛門(印)	伊勢屋 傳次郎殿	縦紙	1		46
62	明治 2	1869	己		1	29	(名主役人撰入札につき達)	大岩縣 御役所		縦紙	1		47
63	明治 2	1869	巳		6		村中連印 (差入申連印之事, 村役之義人撰一件につき請印)	八左衛門(印), 五右衛門(印), 長兵衛, 善右衛門(印), 他194名		縦帳	1		2
64	明治 2	1869	己巳		7		(今津朝山村, 村役人人撰入札一件願書留)	小前惣代 吉左衛門, 同 庄吉, 同 五兵衛, 同 三郎兵衛, 百姓代 佐右衛門, 他2名	八幡 勸農 御役所	縦帳	1		12
65	明治 2	1869	己		7		別紙入置申一札之事 (人撰入札一件につき, 小前請証文)	小前惣代 三郎兵衛(印), 同 吉左衛門(印), 同 庄吉, 同 紋四郎(印)	治左衛門殿	縦紙	1		52
66	明治 2	1869	巳		9		人撰入札一件願書并御出役中始末書扣	小前一同	察事 御役所 御役人中様	縦帳	1		1
67	明治6	1873			3		一札之事 (用達金27両皆済につき請取證文)	麻薙半左衛門(印)	野崎治左衛門殿	縦紙	1		48

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
68			卯		3		御達（組頭 治左衛門、金子献上により、名字・帶刀差免候につき）	地頭所内 中嶋十郎印	今津村 役人中	豎紙	1		20
69							今津朝山村 人撰入札一件写（村役人人撰入札につき歎願書）			縦帳	1		7
70							酉市議定証（鎮守祭典酉の市年々盛大を希望につき、村中協議の上更正条項左に掲ぐ）	渡辺千太郎 代理 石井新五郎印、高橋卯之吉印、青木吉弥印、他59名		縦帳	1		9
71							酉の市更正維持法 宿宮町（鎮守祭典につき、一同協議の上慣習を更正、維持の方法を左に掲ぐ）	青木吉弥印、青木半蔵印、青木源七印、他69名		縦帳	1		10
72							（祭漁洞書屋収蔵古文書封筒）			封筒	1		71

## 解題 荒井太郎家文書

### 史料の概要と特色

「荒井太郎家文書」は、1950年代初頭、水産庁の委託を受けた財団法人時代の日本常民文化研究所（アチックミューザム）が全国の漁村史料を調査した際、借用収集したものである。現在は、独立行政法人水産総合センター中央水産研究所に保管されている。

当時の史料整理に使用された祭魚洞書屋収蔵古文書と銘記された茶封筒には、「1951年8月13日整理完成 寄贈荒井太郎氏 第二回調査」と記載がある。採訪時の住所は「千葉県市原郡千種村今津朝山」とあり、70点（袋）として保管されていたものであるが、今回の再整理の結果、81袋、82点となった。この数字の相違は単に整理の仕方が細分化したことによるもので、所蔵文書の移動や紛失はなかった。これらの文書については、昭和50（1975）年3月発刊『水産庁水産資料館所蔵古文書目録』にも「荒井太郎家文書」（旧市原郡千種村今津朝山）として掲載されている。

千種村今津朝山（採訪時の住所）は現在は市原市に属しているが、江戸期を通じ「上総国市原郡今津朝山村」として存在した。荒井太郎家文書82点は、延享1（1744）年～明治6（1873）年の間に作成された村方文書である。これらの文書の内容を見ると、名主の家に伝存した文書と思われ、また、その名主役が年番制をとっていたことが、史料の中に読み取れる。大部分の史料が江戸期の村政に関わる文書である。

ここで注意しなければならないのは、これらの史料が文書の寄贈者荒井家伝存の史料というより、野崎治左衛門家（名主家）に残されていた文書群ではないかと思われる点である。この点については、荒井家を訪問した結果、その理由が判明したので後述することにする。

なお、本文書に記されている村名には、「今津村」、「今津朝山村」の二様の呼称が確認されるが、その理由については明らかではない。単に略して「今津村」と記したとも考えられるが、元々今津村と朝山村の二村が一村になった由緒から、大字名として、これら二様の呼称が残ったとも考えられる（天和二年六月 今津朝山地分ケ之事「野崎兼充家文書」）。今津朝山という村名が史料の中に見えるのは文禄年間からである。文禄3（1594）年『上総国石高村々覚帳』（「中野塙善雄家文書」市原市史 中366頁）によると、今津浅山村高320石とある。この記述を信じれば江戸幕府が開かれる以前、すでに一村に統合されていたことになる。地理的には、上総国市原郡に属し養老川下流左岸の沖積平野に位置し、江戸湾に面する半農半漁の村であった。

村名としての「今津朝山」は明治22（1889）年町村制が施行されるまで、その後、今津朝山、青柳、松ヶ島、白塚、柏原が合併して千種村となった。昭和30（1955）年からは五井町、同38（1963）年からは市原市の大字名として現在に至っている。しかし、昭和30（1955）年～同38（1963）年の8年間は、一部が姉崎町の大字となった時期もあるなど近代化とともに合併が繰り返された歴史を持つ地域である。

本文書には作成年代不明の文書もあるが、大部分は近世（江戸期）のものであり、近代文書（明治期）は8点のみで全数量のおよそ1割である。明治6（1873）年3月「一札之事（請取証文）」（目録番号67）が最も新しい年代の文書である。

ところで、天和2（1682）年6月、今津朝山村（旗本小出氏領）が、三給に分知されることになった申付状写が残されている（「野崎兼充家文書」『市原市史 資料集 近世I』47頁）。この文書は、今津朝山村が小出三氏の相給となったことを今津村庄屋と朝山村庄屋に申付けているもので、朝山村の右脇に「字名」とあるところから、当時は今津村も今津朝山村の字名であったと推測される。この史料は分給支配が成立した時期の様子をよく伝えている。以下に紹介しておこう。

### 天和二（1682）年六月「今津朝山地分ケ之事」（野崎兼充家文書）

今津朝山地分ケ之事

草高三百式拾七石七斗六升 七ヶ高辻

内

高三拾九石四升二合ハ	小出市左衛門貞則様御分領
同百六拾石九斗五升八合ハ	小出隱岐守尹与様御分領
同百式拾七石七斗六升ハ	小出万五郎尹利様御分領

右之通御地分ケ相極所紛無之候、今津朝山村ニ有来ル鷺宮は、両村之鎮守也、其外寺社地並浦辺之儀共、只今迄致來ル通、御地分ケ有之候ても少も先規ニ不相替、前々一村之通、庄屋年寄可申合候、不寄何事、改候儀申出ス者有之候者可為越度、急度曲事ニ可申付者也

天和式年戊六月 日

小出万五郎（尹利）内

伊沢 七郎右衛門印

岡田 平右衛門印

小出 作右衛門印

小出隱岐守（尹与）内

岩崎 八郎左衛門印

小出市左衛門（貞則）内

牧野 次右衛門印

今津村庄屋

八郎右衛門

年寄

総百姓中へ

字名

朝山村庄屋

十兵衛

年寄

総百姓中へ

上記史料には、知行所の役人名と今津村庄屋、朝山村庄屋の名が記されている。関東の地で庄屋と呼称されている点が興味深い。天和 2 (1682) 年の時点では、高 327 石 7 斗 6 升となっているが、元禄 15 (1702) 年『元禄郷帳』では高 330 石余である。また、『旧高旧領取調帳』(明治元年取調旧高)によると、今津朝山村は旗本三氏の相給村となっている。天和 2 年、旗本小出三氏の三給分知(前掲史料)のうち幕末まで支配し続けたのは、高 39 石余を知行した小出市左衛門貞則分領地のみである。他の二氏はいずれも改易されている(『寛政重修諸家譜』、『市原郡誌』、『寛政譜以降旗本家百科事典』)。『旧高旧領取調帳』には、今津朝山村、菊間藩、新政府の県知事柴山文平、代官支配所 30.4820 石、押田下野守知行 126.9600 石、窪田與一郎知行 135.5420 石、小出錠太郎(進弥・善左衛門)知行 39.0420 石、村高 三百三十二石二升六合とある。

今津湊は、自村はもとより海保村、今富村、白塚村など近隣の年貢米の津出しを行っていた。今津湊と江戸とを五大力船が往還し、地先海では漁業が行われた。漁業は、地曳網や巾着網を定置するような漁業ではなく、小晒網、八手網を使うか、自分で船を漕ぎ出して魚を獲るといった小漁業であった。また、海浜では呆貝、蛤、浅蜊、海苔が採取され、塩焼も行われた。

ところで、今回の訪問調査(現在の荒井家)で伺ったところによると、この文書の寄贈者荒井太郎家は伊勢屋(屋号)という豪商であった。明治の初期までは、五大力船で江戸日本橋や築地を行き来し、米・酒・海産物を商った。太郎氏の父八十八氏が(築地の米問屋柏屋の出身)野崎家に夫婦養子として入り、野崎家の文書などを受継いだが実家の荒井姓を名乗った。その文書を跡継の太郎氏が引き受け寄贈され現在に至ったということである。一方、戦前戦後を通じ、荒井太郎氏は海苔問屋を経営、今津朝山で米や酒を商う店(伊勢屋)を経営する傍ら今津朝山漁業組合の理事を務めた。また、千種村村会議員にも選出された。その頃に水産庁に文書の寄贈が行われたのではないかということである。以上の経過を経てこれらの文書は「荒井太郎家文書」として当研究所に所蔵されることになった。しかしながら、明治元(1868)年「差入申一札之事」(目録番号 61)の

宛名に伊勢屋伝次郎の名が見えるなど、荒井家の史料も混入されているおそれがある。

「荒井太郎家文書」を項目別に分類してみると次の表1のようになる。多くは年番名主を務めた野崎家に伝存したものである。村政52点、金融9点、その他21点であり、時代的にみると近世文書が69点(84%)を占める。残りの13点(16%)が近代文書である。

表1 項目別分類

作成期間 延享1(1744)～明治6(1873)年迄 <内近世文書69点>

項目	点数	備考
村政	52	村況 14 名主御留書、村中連印(村役人撰の儀につき)、奉公人請状、御出役様御止宿中取計始末書など
		年貢 12 年貢皆済目録、年貢割付状、村高反別覚、水帳、名寄帳など
		公用 26 申渡覚、申渡、御達、下知、下知書、地頭所印鑑、上申書(差上申一札之事、乍恐以書付奉願上候)など
金融	9	証文 手形 9 金子借用証文、質地証文、請取証文、金子上納手形など
其他	21	宗教 11 能藏院一件、一札之事(檀家葬儀争論、内済請状)、鎮守祭典西ノ市議定証など
		雑 10 読み物、断簡、封筒など
計	82	

## 1 村政

### (1) 村況

村内の様子を伝える史料は14点である。

明治2(1869)年9月「人撰入札一件願書並御出役中始末書控」(目録番号66)、明治2年6月「村中連印」(目録番号63)、慶応元(1865)年丑7月～同3年3月「別紙(名主御留書)」(目録番号20)、明治2年7月(今津朝山村村役人撰入札一件願書留)(目録番号64)、慶応2年寅2月「御奉公人御請状之事」(目録番号26)、明治2年7月「別紙入置申一札之事」(目録番号65)、(無年号)(家出之者帰村致させる件に付)(目録番号60-5)などである。これらの史料は徳川政権が崩壊し、維新政府に移行した頃の文書である。史料からは中央政権の交替とは無関係な普通の村の様子が伝わってくる。

## (2) 年貢

この項目中には、年貢に関するもの 12 点を収録した。内訳は、文久 3 (1863) 年亥 12 月「當亥年御年貢皆済目録」(目録番号 16)、安政 5 (1858) 年午 12 月「當午之御年貢皆済目録」(目録番号 15)などを中心とした年貢関係文書である。

『旧高旧領取調帳』によると、幕府代官所と旗本三氏の相給となっている。また、担当の名主が決まっていたことも分かる(『市原郡誌』661 頁)。当知行所の名主野崎家の領主は押田下野守であるが、この時の年番名主は鈴木新兵衛ということになる。その所領高の内訳は、「代官所 30 石余、押田下野守 126 石余(名主 鈴木新兵衛)、久保田与一郎 135 石余(名主 始閑半左衛門)、小出進弥 39 石余(名主 渡辺庄兵衛)」とある。石高については、『元禄郷帳』には 330 石、『天保郷帳』と『旧高旧領取調帳』には 332 石余と記されている。年貢皆済目録を 1 点紹介しておこう。

### 安政五 (1793) 年午十二月「當午之御年貢皆済目録」(目録番号 15)

#### 當午之御年貢皆済目録

一 高百式拾六石九斗六升 今津村

一 米拾八石六斗壱升九合 本途

此斗立拾九石六斗八升三合

(中略)

一 永四百參拾九文 新開場御年貢

一 永八拾文 舶役

一 永七拾八文三分 口永

一 永弐百五拾文 横河岸運上

一 永三百拾七文四分 夫人給

合永拾三貫三百六文壱分

此金拾參両壱分ト銀三匁三文六厘六毛

内金四両弐分 夏成御上納

同金四両式分

秋成御上納

同金壹分

組頭兩人ニ被下

同金式分

塩四俵代ニ被下

内メ金九両三分

引残

金三両式分ト銀三匁三分六厘六毛

式口

メ金式拾七両式分ト銀七匁五分五厘七毛

右者當午之御收納書面之通皆済御上納奉差上候処相違無御座候以上

安政五年十二月

御知行所

今津村

百姓代 六左衛門印

組頭 次郎左衛門印

名主 鈴木源左衛門印

御地頭所様

御役人中様

上掲史料では、今津村の年貢上納とあり、朝山村に関しては朝山村名主が年貢上納したと思えるが、その文書は残っていない。諸役では、「船役永八十文」とあるが多額の上納金とはみえない上に、「金式分塩四俵代ニ被下」とあるところなど注目される。今津の海岸には塩田が作られ、製塩（今津塩）が行われていたが、徳川政権下では保護政策がとられていたともとれる扱いである。製塩業が回漕業と並んで今津海岸を賑わした時期もあったが、現在は行われていない。その理由は明治以後の近代化政策ともいべき専売制や、津波などの災害による塩場の破壊が原因とみられている（『市原市史』、『市原郡誌』、『東京湾の漁撈と人生』千葉県民俗総合調査団）。

前掲文書の安政 5 (1793) 年には、名主鈴木源左衛門の名がみえるが、慶応 3 (1867) 年「覚」には、年番名主野崎治左衛門とある。これによると、毎年 10 冊分の土地・年貢・宗門改めなどの村方基本帳簿が作られ地頭所へ提出されたことが分かる。「覚 御水帳壱冊、名寄帳壱冊、御年貢米本途割合帳壱冊、同割付帳壱冊、取立帳壱冊、田畠屋敷塩場石高帳壱冊、畠永方御年貢割合帳壱冊、同取立帳壱冊、宗門人別帳壱冊、五人組仕置帳壱冊、メ拾冊 慶応三卯年五月 今津村年番名主 野崎治左衛門 御地頭所様御役人衆中様」(目録番号 37)。この史料には「田畠屋敷塩場石高帳壱冊」とあり、名主が塩場の管理をしていたことが分かる。本文書に登場する今津村押田下野守知行所の年番名主には、十右衛門(目録番号 1)、新兵衛(目録番号 2)、郡八(目録番号 6、7)、鈴木源左衛門(目録番号 15)、野崎治左衛門(目録番号 37-1、37-2)、永野三右衛門(目録番号 12)などの名が見える。また、組頭としても、野崎治左衛門の名が見える。明治元年時の年番名主は、鈴木新兵衛が務めている。

### (3) 公用

以下に示すように、地頭所と村役人との間で取り交わされた公的な文書が 26 点残されている。こういった史料が含まれていたことからも、野崎家が名主、組頭などの村役を務めていた家であることが明確になる。

慶応 3 (1867) 年 3 月「申渡覚」(目録番号 33)、慶応 2 年 12 月「乍恐書付以奉願上候」(目録番号 30)、元治元 (1864) 年 10 月「乍恐書付以奉願上候」(目録番号 17)、慶応 2 年 4 月「下知」(目録番号 27)、慶応 3 年 4 月「申渡」(目録番号 34)、延享元 (1744) 年 8 月 4 日「差上申一札之事」(目録番号 1)、慶応元 (1865) 年 9 月「地頭所印鑑」(目録番号 22-1、22-2)、慶応元年 6 月「申渡」(目録番号 19)などが所蔵されている。文書の大部分が年貢やその他の金子上納に関する御達である。冥加金が多分であることによって名字帶刀が許可された御達(目録番号 33、68)も残されている。地頭所からの村役仰付(任命書)の史料も多い(目録番号 17、34、36、21、47 など)。地頭所で使用される御実印、割印など 4 個の印鑑覚「地頭所印鑑」(目録番号 22-1、22-2)も残されている。

裁判関係の史料も 1 点残存している。延享元 (1744) 年 8 月 4 日「差上申一札之事」(目録番号 1)は、御評定所宛に作成されたもので今津朝山村、白塚村両村往還の出入りに関する済口證文である。この史料によるところといった境争論(出入)は幾度となく繰り返されていたことが分かる。先納金に対する請取書(目録番号 31-1、31-2)も残されている。文書の内容は、「覚 一金拾四両也 右者來卯ノ先納金書面之通令落手候、然ル上者収納納辻ニ而元利共引去リ勘定可致候仍而如件 慶応二寅年十二月 地頭所内中寫十郎⑪ 今津村役人中 地頭⑫」などと記されている。

また、質流地へ年貢が賦課されたことに対する嘆願書、慶応元 (1865) 年 12 月「乍恐書付以奉願上候」(目録番号 24)もある。質流れした土地に突然の賦課がなされたことにより年貢免除を嘆願したものである。荒地起返に関する史料(目録番号 30、29)も残っている。2 点の史料が示すように荒地起返があった際は、地頭所へ届け、見分の結果、年貢を納めるという手続きがあったことが窺われる。

慶応二（1866）年寅九月「下知 字下川下塩場 一荒地起返壹ヶ所 百姓源左衛門 所持分 此畝六畝弐歩 反ニ五斗三升四合取 右者今般見分願出候ニ付則及見分候上ハ來年貢米書面之割合を以口米共取立相納可申候、仍而令下知者也 慶応二寅年九月 地頭所内中嵩十郎印 地頭印」（文書番号 29）

慶応二年寅十二月「乍恐書付以奉願上候御知行所上總国市原郡今津村役人共一同奉申上候、源左衛門所持荒地起返り之義ニ付、去九月中藤兵衛ヲ以御見分御遠見之義御歎願申上候処、御聞済被下置役人共一同難有仕合ニ奉存候然ル処其後次左衛門出府之砌、右起返り場所御憐憫之御沙汰御願申上候処御取上無御座、又々不顧憚ヲも御歎願申上候義ハ恐入候得共當節源左衛門甚難渋ニ相成候ニ付、難ケ敷存尚亦、右場所大風之節ハ度々汐入ニ相成誠ニ不熟揚之由ニ御座候ニ付、何卒出括之以御愛憐、右起返り場所下田屋敷分ニ被仰付被下置候様伏而奉願上候、右願之通り被仰付被下置候ハハ、源左衛門者勿論役人共一同廣太之御慈悲与偏ニ難有仕合ニ奉存候以上、慶応二年寅十二月 御知行所上總国市原郡 今津村百姓代 清左衛門印他四名（略）」（目録番号 30）

## 2 金融

借金や質入など、金銭の貸借関係のあるものはすべて金融として整理した結果、9点の該当文書が保管されていた。明治初期に取り交わされた借用證文2点、慶応3（1867）年12月「借用申金子證文之事」（目録番号 38）、安政5（1858）年11月20日「借用申金子證文之事」（目録番号 13）や、嘉永2（1849）年10月「書添申證文之事」（目録番号 11-1、11-2）、辰10月15日「金子上納手形」（目録番号 46）などが残されている。他に、元名主次左衛門から伊勢屋傳次郎宛の借用證文（目録番号 61）がある。ここに宛名とし登場する伊勢屋傳次郎は、前述したごとくこの文書の寄贈者荒井家に繋がる人物である可能性が高い。明治元（1868）年辰12月、今津村総代元名主次左衛門が、差入申一札之事として、金11両1朱、銀7分5厘を伊勢屋から借りた借用証文である。伊勢屋（荒井家）の文書として貴重である。明治6年3月「一札之事（27両皆済の請取證文）」（目録番号 67）は、文書の発給者は麻薙半左衛門で、宛名は野崎治左衛門である。双方とも知行所は異なるが、元名主の直系の名乗りである。借金を皆済したのが野崎治左衛門で、二十七両貸方は麻薙半左衛門である。半左衛門は皆済と引替えに治左衛門に渡すべき借金証書を紛失してしまった。それで後日のために一札を入れたというのがこの文書の主旨である。次に紹介しよう。

明治六（1873）年三月「一札之事」（目録番号 67）

一札之事

一 去ル辰之年十二月中、金二十七両貴殿方へ用達金有之、右証書預置候分、当酉三月中皆済相成候ニ付、右証書金子引替返布可申之処、至急見当リ兼候間、此書付相渡申候、以来右証書有之候共、決而取用ニ相成不申、此上者反古御座候、為後日相渡申一札如件

明治六年三月

麻薙半左衛門印

野崎治左衛門殿

### 3 その他（宗教）

以下に示した文書 11 点のうち、能蔵院、金蔵院関係の史料が 8 点、鷺神社酉の市に関するものが 2 点（目録番号 70、71）、他に寺社奉行宛の訴状（目録番号 4）が 1 点含まれている。能蔵院は荒井家の檀那寺である。能蔵院と金蔵院とが檀家の葬儀について争っている史料（目録番号 52～54、35、50、40、45）が 6 点伝存している。さらに、この争論には決着がついたという内済文書（目録番号 43～45）も一括保管されている。能蔵院、金蔵院の両寺は無住ではあるが現存する新義真言宗豊山派の寺院である。能蔵院については『市原郡誌』671 頁に詳しいので抜粋しておこう。「今津朝山に大伽藍あり、これを東海山能蔵院と称す、總本山は大和国豊山神樂院長谷寺にして市原郡市原村能満釋蔵院の直末寺なり。境内三百余坪あり、本堂建坪は 42 坪白木造、屋根は萱葺なり。本尊虚空藏菩薩を安置す、又行堂には十一面觀世音菩薩の尊像あり、創立年代は未詳だが境内周囲の老松巨木を以て観察すれば殆ど 700 年以前の創立と想像される。」といふ。

「酉市議定証」（目録番号 70）、「酉ノ市更正維持法」（目録番号 71）は、鷺神社の鎮守祭典、酉の市が年々盛大になるようにと、村中協議の上条項を改正するというものである。無年号の文書だが、文中には鷺神社氏子 69 名の氏名が記入されている貴重な史料である。酉の市には、参道に古器物、農具、植木などの出店が並び賑わったといふ。祭神は天日鷦命（あめのひわしのみこと）、日本武尊、武甕槌神。垂仁天皇 88 年 11 月鎮座とある。正徳 6（1716）年正一位贈。大石灯籠 1 対（文久 2 年 11 月）は西賀伊左衛門他が寄進。大手水石（文久元年 11 月）は始閑半左衛門他寄進とある。次の享和 3（1803）年亥 3 月「乍恐以書付奉願上候」（目録番号 4）は、虚無僧の狼藉を青柳村の飯福寺が寺社奉行へ訴え出たものである。この他に、嘉永元（1848）年 7 月 16 日「村上村觀音寺が能蔵院を相手取願書之写」（目録番号 10）も所蔵されている。寺院間の争論も想像以上に起こっていたことが窺われる。

（文責 鈴木江津子）